



指定管理者 募集要項



平成28年 3月(再募集版)

名古屋市緑政土木局

目次

はじめに	1
1 対象施設	2
2 管理運営方針	4
3 業務の内容	5
4 応募者の資格	6
5 管理の基準	8
6 指定期間及び管理経費	17
7 名古屋市と指定管理者の責任分担	21
8 損害賠償責任	22
9 許可駐車場事業	22
10 自主事業	23
11 指定の取消し	23
12 応募方法	25
13 応募に関する留意事項	28
14 選定方法	30
15 スケジュール	34
16 協定の締結	34
17 その他	36
問い合わせ先	39

名古屋市有料自転車駐車場指定管理者募集要項（平成27年12月版）からの変更箇所は、アンダーラインで示しています。

はじめに

名古屋市では、放置自転車のない安全な道路空間の確保を目的として、昭和 51 年度より自転車駐車場の整備を開始し、平成 6 年度からは駅周辺自転車駐車場の有料化をすすめてきました。

近年では、通勤、通学や買い物など日常生活に欠かせない手軽で便利な乗り物として、また、経済面、環境面、健康面からも自転車利用の効用が見直されており、自転車駐車場に求められる役割も、多様なものとなりつつあります。

こうした流れを受け本市は、市長の附属機関である名古屋市自転車等駐車対策協議会において、行政経営・公共政策・自転車対策・利用者視点から専門的な検討を行い、平成 26 年 5 月に、利用者負担の割合の見直しや効率的な管理運営に向けた「名古屋市営自転車駐車場に係る料金制度・管理運営手法のあり方について」の提言を受けました。

そしてこのたび、柔軟な料金体系、駐車しやすい車室やラックの設置、電子マネーでの料金精算等、放置自転車対策のみにとどまらず、市民からの多様なニーズへの効果的で効率的な対応を実現し、より質の高い利用者サービスを提供することも目的として、利用料金制を取り入れた指定管理者制度による有料自転車駐車場の管理運営を実施することとなりました。

本募集は、以上のことを踏まえて、名古屋市有料自転車駐車場条例(平成 27 年名古屋市条例第 70 号。以下「条例」といいます。)第 13 条第 1 項に基づき、有料自転車駐車場の管理運営を行う指定管理者を募集するものです。

1 対象施設

(1) 募集の単位

本募集では、桜通線15駅を除く市内の鉄道駅 115駅を4ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに指定管理者を募集します。

複数のブロックに応募を希望する場合は、それぞれのブロックごとに申請が必要です。

(2) 施設の概要等

募集を行う各ブロックの詳細は、次表のとおりです。

ブロック名	駅数	対象自転車駐車場	摘要
あおなみ線	小本駅 はじめ37駅	各駅の有料自転車駐車場設置状況は、別添1「ブロック別対象駅」をご覧ください。	自転車駐車場の規模、管理の条件等詳細については、別添2「指定管理自転車駐車場一覧」及び別添3「許可駐車場一覧」をご覧ください。
鶴舞線	上小田井駅 はじめ19駅		
東山線	高畑駅 はじめ17駅		
名城線	黒川駅 はじめ42駅		

(3) 許可駐車場

現在の市営有料自転車駐車場のうち、路上に設置された自転車駐車場は、道路法(昭和27年法律第 180号)第32条第 1項の規定に基づく道路占用許可を受け、指定管理者自らの自転車駐車場(これを「許可駐車場」といいます。)として整備・管理運営を行っていただきます。なお、道路占用許可を受ける際には、別途道路占用料を納付する必要があります。

(4) 無料駐車場等

無料自転車駐車場は指定管理者による管理の対象外ですが、今回募集の指定期間中に、無料自転車駐車場の有料化を実施する場合は、原則として、当該自転車駐車場の属する駅を含むブロックの指定管理者により、整備・管理運営を行っていただきます。なお、有料自転車駐車場の新設又は増設が必要となった場合についても同様の取扱いとします。

2 管理運営方針

(1) 基本方針

指定管理者の創意工夫に基づいた質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費の節減と利用率の向上を図り、以って放置自転車の抑制に資することを目標とします。

(2) 維持管理方針

施設や設備は、その機能と特性を十分に把握した上で、全ての施設を清潔に保ち、かつ、その機能を正常に保持し、適正な維持管理と必要に応じた保守点検を行います。

(3) 運営方針

- ア 利用者の安全を確保し、施設の適正な維持管理に努めます。
- イ 自転車等の放置対策に資する施設として利用促進に努めます。
- ウ 多様な利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映させます。
- エ 円滑な管理運営を保持しつつ、管理経費の節減に努めます。
- オ 苦情のない施設運営に努めます。

3 業務の内容

指定管理者は、以下の業務を行うこととします。各業務の詳細については、別添 4「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者業務仕様書」(以下「有料仕様書」といいます。)を参照してください。

- ア 有料自転車駐車場を一般の利用に供すること。
- イ 有料自転車駐車場の料金に関する事。
- ウ 料金徴収機等の設置及び管理に関する事。
- エ 有料自転車駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関する事。
- オ 災害や事故等、緊急時の対応に関する事。
- カ 事業計画書及び収支予算書に関する事。
- キ 事業報告書及び収支決算書に関する事。
- ク 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査に関する事。
- ケ 業務の引継ぎに関する事。
- コ その他有料自転車駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること。

4 応募者の資格

(1) 応募の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」といいます。）若しくは複数の法人等により構成されるグループとし、次の要件をいずれも満たすことが必要です。複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成団体のいずれかによって、個別に要件が満たされていれば、応募の資格があるものとします。なお、グループで応募する場合は、当該グループの構成団体の中から代表法人等を定めてください。

グループでの応募に当たっては、単独で応募した法人等は、同一ブロックにグループで応募する場合の構成団体となることはできません。また、同時に同一ブロックに応募する複数のグループの構成団体となることもできません。

ア 200台以上の規模を一体管理する体制の有料自転車駐車場で、利用者から駐車料金を徴収するものについて、過去に同一箇所で連続 3年以上の管理実績を有する法人等であること。

イ 名古屋市内に本店、支店又は営業所等を有する法人等であること。

(2) 欠格事項

次の項目のいずれかに該当する法人等及び該当する法人等を含むグループは、応募することができません。

ア 直近の 3年間に於いて、法人税、法人市民税、固定資産税及び消費税等を滞納している者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第 167条の 4 第 1項の規定に該当する者

ウ 施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」といいます。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、平成27年度及び平成28年度名古屋市競争入札参加資格審査における競争入札参加資格（以下「本市入札資格」といいます。）の認定を受けている者を除く。）

- オ 民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、本市入札資格の認定を受けている者を除く。)
- カ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第 181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第 185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第 141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公募に参加しようとする者
- キ 本公募の告示日から書類の提出の日までの間に指名停止の期間がある者(本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行った者)
- ク 本公募の告示日から書類の提出の日までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第 103号)に基づく排除措置の期間がある者
- ケ 法第 244条の 2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から 2年を経過しない者
- コ 労働基準法(平成26年法律第82号)等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けてから 1年を経過していない者
- サ 役員に次の各号に該当する者がいる者
- (ア)破産者で復権を得ない者
 - (イ)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2年を経過しない者
 - (ウ)公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2年を経過しない者
- シ 名古屋市有自転車駐車場条例施行細則(平成27年名古屋市規則第 101号。以下「規則」といいます。)第14条に定める「指定管理者選定委員」(P.31)に掲げる指定管理者選定委員が経営又は運営に直接関与している者

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

有料自転車駐車場は、条例に基づき設置された公の施設です。指定管理者は、条例等関係法令（名古屋市有料自転車駐車場条例、名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例、名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則、道路法、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法、その他関係法令等）を遵守し、自転車駐車場の設置目的に沿って、施設利用者の安全性及び快適性に考慮した管理運営を行っていただきます。

(2) 職員の配置等

有料自転車駐車場利用の利用案内や申込みの受付業務、トラブルへの対応のほか、有料自転車駐車場周辺の自転車整理等、良好な利用環境を維持するために必要な人員を配置する等してください。

ICT機器の設置や管理体制の工夫等により、利用者のサポート体制が構築できる場合には、自転車駐車場への職員の常駐を必要とするものではありません。

(3) 料金徴収機等の設置時期

料金徴収機等の設置は、指定期間の開始日以降速やかに開始し、平成29年 3月31日までに設置を完了するようにしてください。

(4) 料金徴収機等のリース

料金徴収機等の設置は、指定管理者とリース会社に市を交えたリース契約によることができます。リース契約により料金徴収機等を調達する場合、機器の能力に関する提案とともに、リース会社も記載してください。

(5) 地下鉄駅構内への定期更新機等の設置

上飯田駅及び上小田井駅を除く地下鉄駅構内については、改札外で駅利用の支障とならない位置に定期更新機等を設置することができます。設置のために必要となる工事費、維持管理費及び電気料金については指定管理者の負担となります。また、設置する場合は、名古屋市交通局に対し行政財産使用許可申請の提出が必要となります。

(6) 管理事務所の使用

現在、設置されている管理事務所については、有料自転車駐車場及び許可駐車場の現地管理運営を目的として使用することができます。ただし、使用しない場合についても、定期的な保守点検を実施し、必要に応じ修繕を行ってください。

なお、管理事務所を設置しない場合は、定期利用に関する手続き及びトラブル時における具体的な対応方法等を様式 9 に記入してください。

(7) 新規有料化

指定期間中に無料自転車駐車場の有料化を実施する場合及び有料自転車駐車場を新設又は増設する場合は、その都度、当該駅の属するブロックを管理する指定管理者に、事業計画を別途提案していただきます。

(8) 自転車駐車場の名称変更

規則の施行に伴って名称が変更となる自転車駐車場がありますが、当該駐車場に附帯して設置された看板等の表示名は指定管理者が修正してください。新旧対象については、別添 1「ブロック別対象駅」を参照してください。

(9) 利用料金の額

ア 1回利用

1回利用(継続する24時間以内の利用をいいます。)料金については、次表の金額を上限に、各駐車場について提案してください。

車種	金額
自転車	100円(200円)
原動機付自転車	200円(400円)
(備考)	<ul style="list-style-type: none">・自転車の場合は0.6メートル、原動機付自転車の場合は0.8メートルを超える幅を確保した駐車ますについては、かっこ内の金額を上限とすることができますが、利用率の高い箇所や駅出入口に近い箇所等、大多数の利用者の利便性を損ねる箇所に設置することはできません。・駐車時間に応じた料金や無料時間の設定についても、提案により市長の承認を得て定めることができます。

イ 定期利用

定期利用料金については、次表に掲げる定期券区分ごとに計算式で求められる額を上限として、通用期間別の料金を提案してください。ただし、通用期間は12箇月以内とし、月単位のものに限ります。

定期券の区分		計 算 式
自 転 車	一般定期券	「利用に係る月数」× 1,750 + 250 (「利用に係る月数」× 3,500 + 500)
	学生定期券甲 (大学生等)	「利用に係る月数」× 1,450 + 250
	学生定期券乙 (高校生以下)	「利用に係る月数」× 1,250 + 250
原 動 機 付 自 転 車		「利用に係る月数」× 3,000 + 500 (「利用に係る月数」× 6,000 + 1,000)
<p>(備考) ・自転車の場合は0.6メートル、原動機付自転車の場合は0.8メートルを超える幅を確保した駐車スペースを設置した場合は、かっこ内の計算式により算出した額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て料金を定めることができます。なお、設置可能な場所は、1回利用の場合に準ずるものとしします。</p>		

【上限額早見表】

定期券の区分		1箇月	3箇月	6箇月	12箇月
自 転 車	一般定期券	2,000円 (4,000円)	5,500円 (11,000円)	10,750円 (21,500円)	21,250円 (42,500円)
	学生定期券甲	1,700円	4,600円	8,950円	17,400円
	学生定期券乙	1,500円	4,000円	7,750円	15,250円
原動機付自転車		3,500円 (7,000円)	9,500円 (19,000円)	18,500円 (37,000円)	36,500円 (73,000円)
<p>(備考) ・上記以外の通用期間とする券種を発行することもできます。</p>					

ウ 交付済定期券による継続利用等

指定管理開始日より前に市が交付した定期券は、通用期間中、引き続き同一の駐車場を利用できるものとします。

交付済定期券の、指定管理開始日以降の通用期間に対する料金については、定期券1口当たり、下表 に示す基準額を市から指定管理者に対してお支払いします。ただし、あおなみ線沿線8駅の自転車駐車場については、平成27年度現在、放置自転車の減少と有料自転車駐車場の利用促進を目的とした、社会実験による特別定期利用料金を設定していますので、支払額は、下表 に示す額となります。

【 継続利用定期券支払額】

区分	通用期間	3箇月定期		
	1箇月定期 10月利用分	8・9・10月 利用分	9・10・11月 利用分	10・11・12月 利用分
自転車（一般）	2,000円	1,500円	3,500円	5,500円
自転車（高校生以下）	1,500円	1,000円	2,500円	4,000円
原動機付自転車	3,500円	2,500円	6,000円	9,500円

【 あおなみ線継続利用定期券支払額】

車種	通用期間	3箇月定期		
	1箇月定期 10月利用分	8・9・10月 利用分	9・10・11月 利用分	10・11・12月 利用分
自転車（一般）	1,500円	1,000円	2,500円	4,000円
自転車（高校生以下）	1,000円	500円	1,500円	2,500円
原動機付自転車	2,600円	1,600円	4,200円	6,800円

参考（あおなみ線各駅定期券料金（社会実験特別料金））

区分	1箇月	3箇月
自転車（一般）	1,500円	4,000円
自転車（高校生以下）	1,000円	2,500円
原動機付自転車	2,600円	6,800円

エ 回数券及びその他の駐車券の料金

指定管理者は回数券を発行することができます。回数券及びその他の駐車券を発行する場合は、回数券及びその他の駐車券の金額、形式等のほか、次期指定管理者との利用料金収入の精算方法を合わせて提案してください。

オ 利用料金の減免

障害をお持ちの方などが有料自転車駐車場を利用する場合は、利用料金の減免をしてください。減免の対象及び減免額は次表のとおりです。

減免の対象	減免額
生活保護法（昭和25年法律第 144 号）の規定により保護を受けている世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が利用する場合	利用料金の全額
身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者が利用する場合	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている者が利用する場合	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123 号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合	
市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）の交付を受けている者が利用する場合	

減免を行う場合は、申請者が減免事由に該当しているかどうかを定期的に確認してください。

カ 利用料金の還付

定期駐車券の交付を受けた者が、通用期間の初日の前日までに有料自転車駐車場の利用の取消しを申し出た場合については、請求に基づき、利用料金の全額を還付してください。また、1箇月以上の未利用月を残している場合については、残りの期間に応じた還付を行ってください。

なお、有料自転車駐車場の休止その他特別の理由が生じた場合については、その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額を還付してください。還付対象となる事由及び還付額の計算方法については様式10に示してください。

キ その他

料金については、現金のほか、電子マネー及びクレジットカードでの決済を導入することも可能ですが、規則で定める事業報告書の提出時までに収入額が確定している必要がありますので、ご注意ください。

(10) 業務の委託

指定管理者は、第三者に対して3「業務の内容」(P. 5)で定める業務を一括して委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で市が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(11) 市による業務評価の実施及び公表

市は「名古屋市有料自転車駐車場指定管理者評価委員会」を設置し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は評価委員会に出席し、管理運営状況等について報告していただきます。市は毎年度実施した評価の結果を公表するとともに、次期指定管理者の選定に活用します。

業務評価の結果、指定管理者の管理水準が、市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合は、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(12) 市監査委員等による監査

法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納、その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(13) 年次調査

前記(11)、(12)に定める業務評価及び監査のほか、市は指定管理者による管理運営状況について施設の立ち入り調査を随時実施し、その調査結果を踏まえて指定管理者による管理の適正化を図ります。

(14) 情報の保護及び個人情報等の取扱い

ア 指定管理者は、有料自転車駐車場の管理運営にあたり、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)及び名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)を遵守するよう職員に周知徹底を図るものとします。

イ 指定管理者は、有料自転車駐車場の管理運営により取得する情報(以下「取得情報」といいます。)の取扱いについては、取得情報の取扱いに関する規程を設けてください。当該規程を設ける際又は当該規程を改正する際には、市と協議してください。

ウ 指定管理者は、管理業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合においては、個人情報保護のための規程を設けてください。また、当該規程を設ける際又は当該規程を改正する際には、市と協議してください。

(15) 管理用監視カメラの管理、運用

指定管理者は、事故の防止、犯罪の防止等を目的として、有料自転車駐車場の特定の場所に継続的に設置され、かつ特定の個人を認識できる画像を撮影し記録する機能を有するものを設置及び運用する場合については、市が定めた名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針(平成19年9月10日施行)の趣旨に従ってください。

(16) 情報の公開

公の施設の管理に関する情報公開を行うため、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「情報公開条例」といいます。)に基づき、情報公開に関する規程を設ける等必要な措置を市と協議の上で講じてください。

(17) 備品について

備品とは、単価で20,000円を超える物品のことをいいます。

ア 備品の貸与

指定管理者は、市が用意する備品を無償で使用することができます。なお、市から備品の引渡しを受けたときは、速やかに市に対し預り証を提出するものとします。当該備品の管理については、本市の定める貸付備品の管理に関する事務取扱要項により行うものとします。

イ 指定管理者による備品の購入

指定管理者は、市が貸し付けた備品が業務の遂行に供することができなくなったときは、当該備品に代わる備品を購入又は調達し、業務の遂行のために供するものとします。

指定管理者が指定期間中に調達した備品は、すべて市の所有に属し、指定期間終了時に市に引き渡すものとします。なお、調達した備品については、月ごとに市へ報告してください。

ただし、指定管理者が管理経費以外の費用で購入した備品は、指定管理者の所有に属するものとします。

(18) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年 1月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとします。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

平成28年10月 1日から平成39年 3月31日までの10年 6月間

(2) 管理経費

ア 有料自転車駐車場の利用料金

有料自転車駐車場の利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の収入予算の積算に当たっては、別添 6「有料自転車駐車場管理実績」の過去 3年間における収支、利用状況を参考にしてください。

イ 指定管理業務に係る経費

指定管理者は利用料金の収入及び指定管理料により有料自転車駐車場を管理運営していただきます。

なお、指定管理業務を行うための経費は以下のものを含みます。ただし、許可駐車場の管理運営に必要となる経費は、指定管理業務を行うための経費には含みません。

過去 3年度分の光熱水費等及び保守点検等費用等の実績は、別添 6「有料自転車駐車場管理実績」を参照してください。

(ア) 光熱水費等

有料自転車駐車場で発生する光熱水費及び通信料は指定管理者の負担となります。なお、大曽根駅西及び池下駅南については、有料自転車駐車場の入っている建物の管理者が光熱水費を一括して支払いしているため、建物の管理者からの請求により指定管理者が支払います。

(イ) 施設の維持修繕及び保守点検等

維持管理及び修繕に関する業務に要する費用の負担は、有料仕様書に定めるところによります。(ただし、市がリースにより調達した券売機等の物件については、原則として平成28年 9月30日をもって撤去します。)

なお、料金徴収機等の導入を行う場合は、原則として別添 2「指定管理自転車駐車場一覧」に定める最低設置台数を確保してください。最低設置台数に満たない台数の導入を提案する場合は、その根拠となる考え方を示してください。また、その他の条件についても遵守してください。各施設の消防設備点検等の法令点検については別添 5「有料自転車駐車場施設一覧」を参照してください。

また、池下駅南、名古屋大学駅、本山駅、大曽根駅東、ナゴヤドーム前矢田駅の各管理事務所のエアコンについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき 3カ月に 1回以上の簡易点検が、小幡自転車駐車場については共益費（税抜月額47,000円）の支払いが必要です。

(ウ) 公租公課等

当該指定管理事業は事業所税の課税対象となります。また、法人税、法人県・市民税、利用料金にかかる消費税等及び指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

ウ 指定管理料等

(ア) 支払い

指定管理料は、事業計画書及び収支予算書において提示のあった金額を参考に、年度協定の締結までに市と指定管理者で協議を行い、市の予算の範囲内で決定します。指定管理料は当該施設の収支予算に基づく支出に充当するものであって、指定管理者は、その目的以外に使用することができません。

収入が支出を下回る場合については、市は指定管理者に指定管理料を支払いますが、収入が支出を上回る場合については、その上回る部分を指定管理納付金として市に納付していただきます。

(イ) 金額の変更

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、資金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料及び指定管理納付金を見直す必要があると認められる場合は、市と指定管理者が協議の上、指定管理料及び指定管理納付金を変更できるものとします。

ただし、ブロックに含まれる駅に有料自転車駐車場を新設する場合については、当該駅の属するブロックを管理する指定管理者が、当該駅に関する収支計画を提出するものとします。市と指定管理者は、協議の上、駅単位で別途協定を締結し、合わせて指定管理料及び指定管理納付金を決定するものとします。

(ウ) 精算

各年度終了時において、原則として指定管理料及び指定管理納付金の精算はせず、協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

なお、提案額を超える収入があった場合における、施設の利便性向上等の利用者又は本市への還元策があれば、様式13に示してください。

(I) 管理経費減額分の返納

年度当初の計画が実施できなかったことにより、実際の管理経費が減額された場合、減額分は市に返還するか、指定管理納付金に加えて市に納付するものとなります。

(オ) 指定管理料の上限額または指定管理納付金の下限額

市から支払う指定管理料の上限額または市に納付すべき指定管理納付金の下限額は、過去3年間の実績を踏まえ、消費税及び地方消費税を含めて、下表のとおりとします。全指定期間の内には平成28年度を含みます。下表の条件を満たさない提案については、無効とします。

ブロック名	平成28年度	全指定期間
あおなみ線	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を21,111,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を443,331,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。
鶴舞線	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を23,221,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を487,641,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。
東山線	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を18,989,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。	指定管理者は市に対し、指定管理納付金を398,769,000円以上納付するものとします。 市から指定管理者に対し、指定管理料は支払いません。
名城線	市から指定管理者に対し、指定管理料を9,766,000円まで支払うものとします。	市から指定管理者に対し、指定管理料を205,086,000円まで支払うものとします。

エ 管理口座

法人等若しくはグループが通常使用している口座とは別の口座で管理してください。

オ 消費税等について

平成29年 4月 1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)により、消費税及び地方消費税の税率の改正が施行されることになっていますが、指定管理料及び指定管理納付金の積算の見積もりにあたっては、現行税率(8%)をもとに算定のうえ、明細・合計金額ともに 108分の 100を乗じた額(税抜本体価格)を提示額としてください。年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率を乗じた額を加算のうえ、協議の対象額とします。

カ その他

修繕は市への事前協議の上で行うものとし、費用負担及び執行は有料仕様書 of 分担表によります。ただし、市の費用負担は、予算の範囲内とします。

7 名古屋市と指定管理者の責任分担

指定管理業務に係る市と指定管理者の責任分担は、次の責任分担表のとおりとします。
 なお、市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、責任分担を決定するものとします。

【責任分担表】

項目	内容	責任分担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの		
	上記以外の場合		
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの		
	上記以外の場合		
許認可の遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
性能	有料仕様書に定めた要求水準不適合		
セキュリティ	施設の管理・警備の不備によるもの		
	情報の管理及び保護に関するもの		
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
	市及び指定管理者の責めに帰することのできない事由による場合	有料仕様書3(4)による	
料金徴収機等	機器の設置及び管理（修繕及びその費用負担を含む）		
第三者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合		
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		

8 損害賠償責任

指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任は指定管理者が負います。

9 許可駐車場事業

(1) 許可協定書

許可駐車場整備・管理運営事業については、市と指定管理者が別途協定を締結し、実施するものとします。

(2) 配置計画

路上への駐車器具等の配置計画を立てる際には、沿道の土地利用状況を十分に調査し、地先の土地又は建物の所有者の同意を得た上で配置箇所を決定してください。特に料金徴収機については、将来にわたって支障となる恐れのない場所に配置してください。また、事業実施にあたっては、隣接の土地又は建物の所有者の同意を得て駐車器具等を設置するようにしてください。

(3) その他

許可駐車場事業実施に係るその他詳細に関しては、別添 8「許可自転車駐車場整備・管理運営事業仕様書」(以下、「許可仕様書」といいます。)を参照してください。

10 自主事業

有料自転車駐車場の利便性向上や設置趣旨に照らし、指定管理者の責任のもと、自主事業を実施することができます。自主事業にかかる運営経費には、利用料金及び指定管理料を充てることはできません。また自主事業の収益の還元策についても合わせて提案してください。なお、事業の内容に応じて道路占用許可等が必要となる場合があります。

11 指定の取消し

(1) 指定管理者の指定を受けた法人等若しくはグループが、正当な理由なく協定の締結に応じない場合又は管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。その際、市が受けた損害・損失及び追加費用については、指定管理者が負担することとします。

(2) 指定管理者が市の指示に従わないとき又は以下の事項に該当し指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるときは、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止（以下「指定の取消し等」といいます。）を命ずることがあります。

ア 指定管理者が、条例又は規則、協定その他関係法令に違反したとき。

イ 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は協定期間内に履行する見込みがないと市が判断したとき。

ウ 指定管理者が、業務の履行にあたり、本市職員の職務の執行を妨げたとき。

エ 名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱に基づく排除要請があったとき。

オ その他指定管理者が管理を継続することが適当でないと市が認めたとき。

カ 指定管理者から指定の取り消しの申し出があり、その理由を正当と市が認めたとき。

- (3) 市は、前記(2)のアからオまでの規定により指定の取消し等を命じた場合、指定管理者に対してあらかじめ書面によりその理由を示すとともに、弁明の機会を付与します。
- (4) 前記(3)の規定による弁明機会付与の後、なお指定を取り消す場合は、指定管理者は、指定管理料を返納又は指定管理納付金相当額を納付の上、当該年度の収支予算の支出合計額(指定管理納付金は除きます。)の100分の10を違約金として納付するものとしします。
- (5) 指定の取消し等を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市は負担しません。
- (6) 指定の取消し等を命じた場合において、市の被った損害・損失や費用については、指定管理者の負担によるものとしします。
- (7) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに、市に報告するものとしします。この場合、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、改善策の提出及び実施を求めます。なお、一定期間内に改善することができないときは、市は指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (8) 自然災害等の不可抗力、その他市又は指定管理者いずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議を行います。なお、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定を取り消すことがあります。その際に発生した損害等の負担については、市と指定管理者の協議により決定します。

12 応募方法

(1) 募集要項等の公開

募集要項等は平成28年 3月24日(木)から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。

(2) 応募説明会及び施設説明会

今回は実施しません。

(3) 施設見学

指定管理の対象施設について、平成28年 3月24日(木)から平成28年 3月28日(月)まで、見学を許可します。見学を希望する方は、見学希望日の前開庁日正午までに、自転車駐車場施設見学希望申込書(様式15)を「問い合わせ先」(P.39)まで電子メールにて送信してください。

(4) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間

平成28年 3月24日(木)から平成28年 3月28日(月)まで

イ 受付方法

質問票(様式16)に質問事項を記入の上、「問い合わせ先」(P.39)まで電子メールにて送付し、通信管理機能等で送達を確認してください。

ウ 質問回答

質問に関する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて、平成28年 4月 4日(月)までを目途に回答します。

(5) 参加表明書及び代表者等名簿の提出

応募しようとする法人等若しくはグループは、平成28年 4月 7日(木) 17:00までに名古屋市有料自転車駐車場指定管理者公募参加表明書及び代表者等名簿(様式17)を「問い合わせ先」(P.39)まで郵送(期限必着)又は持参若しくは電子メールにて送付してください。郵送又は持参にて提出する場合は、電子データ(CD-ROM又はDVD-ROM)をあわせて提出してください。電子メールにて送付する場合は通信管理機能等で送達を確認してください。グループ応募の場合は、構成団体ごとに提出してください。期限までに参加表明書及び代表者名簿の提出がない場合は、失格事項に該当しますのでご注意ください。

(6) 応募書類の受付

ア 受付期間

平成28年 3月24日(木)から平成28年 4月13日(水)までの8:45から17:30まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

イ 受付場所

(ア) 持参される場合

「問い合わせ先」(P.39)までお持ちください。

(イ) 郵送される場合

平成28年 4月13日(水)までに「問い合わせ先」(P.39)まで送付してください。(期限必着)

ウ 応募書類

次頁のとおり、必要な書類を提出してください。書類作成時及び提出時の留意点については、別添 8「様式一覧」をご覧ください。

【応募書類一覧】

	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
1	名古屋市有料自転車駐車場指定管理者指定申請書	様式1 : 1頁		1	11
2	法人等の概要	様式2 : 1頁		1	11
3	宣誓書	様式3 : 1頁		1	11
4	共同事業体協定書兼委任状	様式4 : 1頁		1	11
5	法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 法人等のパンフレット			1	11
6	事業計画書	様式5 : 2頁 様式6 : 2頁 様式7 : 各駅1頁 様式8 : 各駅2頁 様式9 : 各駅1頁 様式10 : 各駅2頁 様式11 : 3頁 様式12 : 1頁 様式13 : 各駅2頁 様式13-1 : 各駅1頁 様式13-2 : 1頁 様式14 : 各駅2頁		1	11
7	現行の事業計画書又はこれに類する書類及び過去3か年の事業報告書			1	11
8	法人にあっては、 法人の登記簿謄本 過去3年間の以下の書類 (1) 法人税納税証明書、法人市民税納税証明書、固定資産税納税証明書及び消費税納税証明書、法人税申告書の写し (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)及び注記等 (5) キャッシュフロー計算書(作成している者のみ) その他の団体にあつては、 応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去3年間の収支決算書			1	11

2、5、7及び8に規定する各書類は、グループ応募の場合、構成団体ごとに用意して提出してください。

13 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

募集要項及び有料仕様書並びに許可仕様書の記載内容を承諾した上で、応募書類を提出してください。

(2) 重複提案の禁止

応募単位のプロックごとに、一つの法人等若しくはグループにつき応募は1件とし、複数の応募はできません。

(3) 応募内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 追加資料の提出

市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。また、選定手続きを経て選定された法人等若しくはグループが指定の議決を得られなかった場合や、候補者が指定を受けた後、当該団体の事情により、指定期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、市は補償しません。

(7) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は応募者に帰属し、指定管理者に決定した後は市に帰属します。また、選定されなかった応募書類の著作権は、当該応募者に帰属します。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。また、応募書類は、情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。ただし、候補者については、情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」(様式18)を作成し、名古屋市会において管理者の指定の承認議決を経たのち、公表するものとします。

(9) 事業計画書記載に当たっての留意点

- ア できるだけ具体的に記載してください。
- イ 法人等若しくはグループにおいて、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ウ 業務の内容については、募集要項及び有料仕様書並びに許可仕様書等を参照してください。
- エ 収支計画表については、指定管理にかかる有料自転車駐車場、許可駐車場、自主事業についてそれぞれ作成してください。
- オ 応募書類に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

(10) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

- ア 選定委員及び本市職員並びに関係者に対し、当該選定にかかる接触の事実が認められる等、選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 応募期間内に決められた様式で書類の提出がなかった場合
- エ 応募書類提出の日から候補者選定までの間に、P.7の4-(2)-キ又はクに掲げる欠格事項の事由に新たに該当することとなった場合
- オ その他不正行為があったと認められる場合

(11) その他

- ア 提案された項目について、本市の承認を受けた内容は必ず実施していただきます。
- イ 駐車需要の減少、その他やむを得ない理由により自転車駐車場を廃止する場合があります。

14 選定方法

(1) 選定の手順

ア 資格審査、申請内容の確認及び照会

応募書類提出後、市の担当部署において資格審査を行います。また、申請内容については、確認・照会等を行う場合があります。

イ 指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）による選定

指定管理者の選定は、規則に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。なお、申請団体の評価が同点となった場合は、審査項目ごとに設定する評価順位に従い、順位の高い審査項目から得点を比較し高得点を獲得した応募者を、候補者として選定します。審査項目ごとの評価順位は、「審査項目及び審査基準」の表（P.32,33）の審査順位を参照してください。

(ア) 一次審査

書類審査を行い、二次審査への通過者を決定します。通過者は、最低基準点以上の得点をえた法人等若しくはグループの中から、ブロックごとに得点の高い者から順に、原則、3者までとします。

(イ) 二次審査

一次審査通過者によるプレゼンテーション、選定委員によるヒアリングを行い、候補者及び次点候補者を決定します。

ウ 企画競争の成立

応募書類の提出者が1者であっても、本企画競争は成立するものとします。

エ 審査結果の通知・公表

審査結果は全ての提案者に書面で通知します。その際には、全提案者の総得点及び審査項目、審査基準ごとの得点内訳を通知します。

また、市公式ウェブサイトへの掲載、市政記者クラブへの資料提供等により、審査結果を公表します。公表する内容は、選定委員会の開催日時、選定委員会の委員、候補者及び次点候補者として選定された法人等若しくはグループ、申請した法人等若しくはグループ、選定委員会における審議の議事要旨等（情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く）、候補者の提案の概要、

各法人等若しくはグループの総得点及び募集要項に記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳とします。

オ 指定管理者の指定

市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について名古屋市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。

(2) 選定審査の基準

ア 指定管理者の選定審査は、「審査項目及び審査基準」(P.32,33)に従い行います。

イ 最低基準点について

一次審査においては、最低基準点を一次審査終了時における満点の50%と定め、得点が基準に満たない法人等若しくはグループは二次審査に進むことができないものとしします。

また、二次審査終了時においては、最低基準点を満点の50%と定め、これに満たない場合は、各ブロックの得点上位者であっても、候補者又は次点候補者として選定しないものとしします。

(3) 指定管理者選定委員

氏名	所属
加藤 義人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 政策研究事業本部名古屋本部副本部長
木村 雄二	特定非営利活動法人市民・自転車フォーラム 理事長
佐野 浩朗	佐野会計事務所 公認会計士
嶋田 喜昭	大同大学 工学部建築学科教授
細溝 耕太郎	安井・宮田法律事務所 弁護士

(50音順、敬称略)

【審査項目及び審査基準】

審査項目	審査基準		配点	関連様式	審査順位	
基本事項	業務遂行能力と実績	1	財務状況などから見て、指定期間中、確実に事業を継続できる財政基盤を有しているか	20	様式5	2
		2	類似施設の管理運営実績が豊富にあり、十分なノウハウを有しているか			
	公の施設への理解	3	公共サービスの提供者としての自覚を持ち、法令遵守・公平な市民サービスに心がけているか	20	様式6	
		4	情報を適正に取り扱う体制を整えているか			
		5	放置自転車等の減少という施設本来の役割や特性を理解しているか			
	ブロック管理の基本方針	6	ブロック全体を効率的に管理できる本部体制となっているか	30	様式11	
		7	利用者サービスの向上及び施設利用の促進に対する取り組みを積極的に実施する計画となっているか			
		8	事故や災害等への備えは十分で、適切かつ迅速に対応できるか			
	事業移行	9	事業の移行が円滑に行われ、利用者が混乱しないような対策が施されているか	20	様式12	
指定管理事業	運営方針	10	地域の特性を十分に把握しているか	20	様式7	1
		11	地域の特性に合わせた現実的で効果的な事業計画となっているか			
	施設管理	12	利用区分（1回利用、定期利用）ごと、車種ごと及び障害者用の施設の配置計画は適切か	50	様式8	
		13	料金徴収機等の能力や配置計画は、利用者のニーズと事業の効率性を反映した、適切なものか			
		14	安心して利用してもらえるような防犯対策を施しているか			
		15	施設の法定点検、保守点検、修繕は、良好な施設を維持するために適切に計画されているか			
		16	場内清掃や巡回などの日常管理は、快適に施設を利用してもらえるような計画になっているか			
	職員体制	17	現地職員の配置、職務分担は、適切かつ効率的なものであり、現地管理が円滑になされるか	20	様式9	
	料金体系	18	地域及び施設の特性を十分考慮した料金体系となっているか	40	様式10	
		19	減免・還付の考え方は適切か			
	収支計画	20	利用料金収入を適切に積算しているか	40	様式13	
		21	管理経費を適切に積算しているか			
22		事業収支の改善が図られているか				

審査項目	審査基準		配点	関連様式	審査順位	
独自事業	自主事業	23	自転車駐車場の利便性の向上や周辺路上放置自転車の減少に効果がある自主事業か	20	様式14	3
	許可駐車場事業	24	許可駐車場の施設整備や料金体系などは、有料自転車駐車場と一体的かつ合理的な管理運営となるよう考えられているか	20		
		25	許可駐車場事業の利益還元策に、実現性と効果を認められるか			
一次審査小計			300	-		
ヒアリング		26	市民の平等利用が確保されているか	100	-	4
		27	施設の設置目的を最も効果的に達成するとともに、管理経費の縮減が図られているか			
		28	管理を安定して行う物的及び人的能力を有しているか			
		29	参入意欲があるか			
二次審査総合得点			400	-		

15 スケジュール（予定）

- ・募集の公告：平成28年 3月24日（木）
- ・質問事項受付期間：平成28年 3月24日（木）から平成28年 3月28日（月）まで
- ・質問回答：平成28年 4月 4日（月）までを予定
- ・参加表明書提出期限：平成28年 4月 7日（木）
- ・応募書類受付期間：平成28年 3月24日（木）から平成28年 4月13日（水）まで
- ・一次審査：平成28年 4月下旬
- ・二次審査：平成28年 5月中旬
- ・指定議案の上程：平成28年 6月
- ・指定管理者の指定（告示）：平成28年 7月中旬
- ・基本協定の締結：平成28年 7月中旬以降
- ・年度協定の締結：平成28年10月 1日
- ・指定管理者による管理の開始：平成28年10月 1日

16 協定の締結

指定管理者は、市と協議の上で協定を締結していただきます。協定書は、全指定期間にわたり効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成します。各協定書に記載する主な事項は、次のとおりです。

（1）基本協定書

- ア 協定の目的、法令等の遵守、指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務の内容、再委託の禁止
- ウ 事業計画書、収支予算書及び修繕計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- エ 市による評価の実施及び公表
- オ 市が支払うべき経費に関する事項、指定管理料又は指定管理納付金に関する事項
- カ 料金徴収機等の管理、設置等に関する事項
- キ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- ク 個人情報保護のために講じる措置の内容、情報公開に関する事項、管理用カメラの管理及び運用

- ケ 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲、市と指定管理者の責任分担、損害賠償
- コ 指定の取消し等、暴力団関係事業者の排除
- サ 備品の取扱い、貸付及び使用
- シ 災害や事故が発生した場合等、緊急時における対応
- ス その他
 - (ア) 苦情の処理
 - (イ) 利用者満足度等の把握
 - (ウ) 指定期間終了による業務の引継ぎ、原状回復義務
 - (エ) 市監査委員等による監査
 - (オ) 重要事項に係る事前協議
 - (カ) 協定書の変更
 - (キ) 協議、その他市が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理料又は指定管理納付金の支払方法

(3) 協定が締結できない場合

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったとき、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
- エ 応募者資格を喪失したとき。

17 その他

(1) 苦情処理

指定管理者は、利用者等からの苦情対応に関するマニュアルを整備するとともに、苦情発生時には適切で速やかな対応を行うものとし、必要の都度、市に報告するものとします。

(2) 災害や事故等、緊急時の対応

ア 予防措置

(ア) 指定管理者は、防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、職員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施してください。

(イ) 指定管理者は、市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するよう努めてください。

(ウ) 指定管理者は、施設・設備等の点検を実施し、危険箇所の把握を行い、速やかに対処してください。

イ 災害発生時等

指定管理者は、災害の発生又は災害の発生の恐れがある場合は、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行ってください。また、災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めるとともに、状況把握に努め直ちに市へ報告するほか、必要に応じ警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。

なお、利用者の安全を確保するとともに、適切な措置を行うため、市は指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができるものとします。

(ア) 大雨・洪水警報の発令時

大雨・洪水警報の発令中で、現地の状況から浸水の恐れがある場合、地下式の有料自転車駐車場においては止水板の設置と解除を行ってください。

(イ) 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時

東海地震注意情報が発表された場合は、現地における管理業務を停止します。なお、現地に職員が配置されている時間内に発表された場合は、利用者へ注意情報発表の掲示をしますが、自転車の入出場は可能な状態のままとしてください。

また、警戒宣言が発令された場合は、現地における管理業務を停止します。なお、現地に職員が配置されている時間内に発令された場合は、利用者へ警戒宣言発令情報を掲示して、管理事務所を閉鎖しますが、自転車の入出場は可能な状態のままとしてください。

ウ 事故発生時における実施業務

(ア) 利用者被害発生時

指定管理者は、利用者の安心・安全を第一に、応急措置など迅速な対応を行うものとし、また、直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたるものとし、

(イ) 第三者による施設被害発生時

指定管理者は、交通事故等、第三者が原因となる有料自転車駐車場への被害が発生した場合、責任を持って原因者と復旧等に関する交渉を行うものとし、また、損傷した施設は速やか復旧し、利用不能期間が最小限にとどまるよう努めるものとし、

(3) 暴力団の施設利用等における措置

ア 有料自転車駐車場が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるとの疑義があるときは、本市所管課を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警本部長に対し照会します。その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において利用の不許可処分を行うこととします。

また、暴力団関係事業者を排除するために、市が名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 4月 1日施行）に基づき事務手続きを行う場合は、指定管理者は市の指示に従うものとし、

イ 指定管理者は、自転車駐車場の管理運営にあたり、暴力団又は暴力団員等からの妨害（不法な行為等で指定管理者の業務履行の障害となるものをいいます。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利もしくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様もしくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいいます。）を受けた場合は、遅滞なく市へ報告し、警察へ被害届を提出してください。

(4) 原状回復

- ア 指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消しにより業務が終了したときは、市が指定する日までに、指定管理者の費用負担により、業務の対象となる物件を原状に回復し、市に対して明け渡してください。
- イ 前項の規定に関わらず、市が認めた場合には、指定管理者は、当該物件の原状回復を行わずに、別途市が定める状態で市に明け渡すことができるものとします。

(5) 業務の引継ぎ

- ア 指定期間業務の開始にあたっては、指定管理者は本市からの業務引継ぎに協力するとともに、有料自転車駐車場の利用環境に支障のない体制を確保するよう努めてください。
- イ すでに定期利用をしている利用者が、指定期間の開始日以後も引き続いて同一の駐車場を定期利用できるようにしてください。また、定期の継続利用受付、料金体系の変更及びその他体制の変更を円滑に実施するための具体的な計画を様式12に記載してください。
- ウ 指定期間の終了により、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障無く業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施するものとします。
 - (ア) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じ現地説明、資料の提供等必要な協力を行うものとします。
 - (イ) 引継ぎに要する経費は、原則として、指定管理者の負担とします。
 - (ウ) 指定管理者が発行する定期駐車券のうち、指定期間末日以後に利用期間がまたがるものの収入は、原則として、指定管理者による販売額を、指定管理者と次期指定管理者の通用期間によって按分して精算するものとしますが、指定管理者と次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができるものとします。

(6) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、指定によって生ずる権利及び義務を市の承認を得ることなく第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができません。

(7) 団体の法人格変更

団体の法人格が変更される場合は、原則として名古屋市会の議決を経た上で再度指定を行います。

(8) 重要事項の事前協議

指定管理者は、次に掲げる事項については事前に市と協議するものとします。

ア 管理運営の事業計画の策定に関すること。

イ 事業継続が困難になるおそれが生じた場合の有料自転車駐車場の管理運営全般に関すること。

(9) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(10) 募集要項に定めのない事項

本要項に定めのないことは、有料仕様書によります。

【問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課（名古屋市役所西庁舎 6階）

電話番号 052-972-2877

ファックス番号 052-972-4183

電子メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

募集に係る問い合わせにつきましては、必ず電子メールを使用してください。
(通信管理機能等で送達を確認してください。)

